

本会が保有する個人データの開示等の請求について

1. 開示等の請求

本会が保有する個人データにつき、本人又はその代理人から以下の開示等の請求をするときは、下記 2. に掲げた書類等をご提出下さい。

- (1) 利用目的の通知
- (2) 個人データの開示
- (3) 個人データの訂正、追加又は削除
- (4) 個人データの利用停止又は消去
- (5) 個人データの第三者提供の停止

2. 本会にご提出いただく書類等

(1) 個人情報開示等申請書

本人用（様式第 1 号）又は代理人用（様式第 2 号）

(2) 本人確認書面

氏名、現住所、生年月日が記載された運転免許証、健康保険被保険者証又はパスポート等の公的証明書の写し

(3) 費用（現金又は郵便切手による）

- ① 事務手数料 1 回の申請につき 500 円
- ② 回答郵送代（定形簡易書留郵便）392 円

(4) 代理人によるご請求の場合

前各号に定めるもののほか、代理権を証する書面（委任状等）及び代理人本人の第 2 号に掲げる書面の写し

3. 代理人の範囲

本人に代わって開示等の請求をすることができる代理人は、次に掲げるものに限ります。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 開示等を求める本人が委任した代理人

4. 開示等請求に応じられない場合

本会は、前記 1. の請求が次の各号のいずれかに該当するときは、これに応じられません。あらかじめご了承下さい。

なお、この場合には、請求した本人又は代理人に書面によりその旨を回答いたします。

- (1) 開示等申請の手続きに次の不備があった場合
 - ① 個人情報開示等申請書の必要事項が記載されていない場合
 - ② 協会が指定する本人確認書面の提出がない場合
 - ③ 費用が支払われない場合
 - ④ 代理人による申請において、代理権の確認ができない場合
- (2) 協会の保有個人データに該当しない個人情報に関して開示等の請求をされた場合
- (3) 協会が保有個人データを開示することによって、本人又は第三者の生命・財産・身体その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (4) 協会が保有個人データを開示することによって、協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (5) 協会が保有個人データを開示することによって、他の法令に違反することとなる場合
- (6) 協会の保有個人データに関して訂正、追加、削除等の請求をされたときに、その要求が事実と相違する場合
- (7) 協会の保有個人データに関して利用の停止、消去、第三者提供の停止（以下「利用停止等」という。）の請求をされたときに、協会の手続上の違反（利用目的外の利用、取得又は規程第 9 条に該当する事由以外での第三者への提供）が認められない場合
- (8) 協会の保有個人データに関して利用停止等の請求をされたときに、利用停止等を行うことが困難な場合であって、かつ代替手段により本人の権利利益を保護し得る場合

5. その他

- (1) 協会が受領した前記 2（3）の費用は、いかなる場合でも返戻いたしませんのでご了承下さい。
- (2) 回答書面は、第三者への個人情報の漏洩等を防止するため、簡易書留郵便により、確認のとれた本人又は代理人の住所あてに送付いたします。
- (3) 開示等の請求により取得した個人情報は、本人確認、保有個人データとの照合等の事務及び本人又は代理人への連絡等、開示等請求手続きに必要な範囲で利用するものといたします。

以 上